

平成24年11月29日

長久手市教育委員会
教育長 青山 守孝 殿

私学をよくする愛知父母懇談会
名古屋東部センター
父母代表 岩木かおる
教員代表 蔡 賢治

私立高校生の父母負担の軽減し、学費の公私格差を是正するために
長久手市独自の授業料助成制度の復活を求める

要 望 書

《要望事項》

- 一、平成25年度予算において、「教育の機会均等」の理念をひきつぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、長久手市独自の授業料助成制度を復活してください。

《要望の趣旨》

貴職におかれましては、日頃より私学教育の振興、とりわけ私立高校生に対する授業料助成につきまして、これまで、ひとかたならぬご理解とご支援を賜りましたことに、深く感謝するものです。

ご承知のように、現在、愛知県では高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は「公教育」の重要な役割を担っています。それにもかかわらず、学費の公私格差はまだ極めて大きく、平成22年度の初年度納付金をみても、私学は約64万円で、公立のおよそ5.2倍。不況も重なって、父母の学費負担はますます過重なものとなり、私学を自発的に選択できる市民の層は、ごく一部に限られています。

こうした中で、平成22年度、政府は、「高校教育の無償化」を打ち出し、公立高校を無償化して、私立高校生には一律11万8800円、年収250万円以下の家庭には23万7600円、年収250～350万円以下の家庭には17万8200円の「就学支援金」を支給しました。

しかし公立高校生が無償化される一方で、愛知県では、就学支援金が交付されたのに伴い、県独自の授業料助成68億円のうち36億円を削減したために、私立高校生は未だ過重な学費負担を余儀なくされています。

確かに年収350万円以下の家庭には、昨年より私学の授業料平均の39万1200円が助成され、実質無償化されることになりました。しかし年収350万円から840万円までの家庭には、国からの就学支援金11万8800円のうち、わずか2万4000円しか加算されず、公立との授業料格差は、さらに9万4800円も広がったままです。



また私学では授業料以外に、入学金や施設設備費など月納金の負担があり、学費負担はさらに増大します。授業料が実質無償化された年収350万円以下の家庭でも、その負担は約15万円となります。年収350万円から840万円までの家庭では約35～42万円、年収840万円以上の家庭では約52万円となっており、「教育の機会均等」の理念とは程遠い現実があります。長久手市は平成23年度から、国と県の「授業料軽減制度が充実したため」に制度を廃止しましたが、私学に子どもを通わせている多くの家庭の生活実感とはやはり乖離がある様子です。

元来、県下の各市町村の助成は、学費の父母負担を少しでも軽減しようとの思いで、何十年にもわたる父母や市民の血がにじむような働きかけがあり、それに共感していただいた市町村や議会関係者の努力によって、国や県の私学助成とは別に、市町村独自に実現されてきたものです。平成元年に始まった、長久手町における授業料助成もそうでした。

私たちの願いは、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障するために、「父母負担の公私格差」をなくし、「教育の公平」をはかることです。県内57市町村のうち、制度を廃止しているのは6市ですが、長久手市は財政状況も健全で、「経常収支比率」も80%前後で低く、県内でも上位にあります。従って住民のニーズに対応できる余力もあると聞き及んでいます。

公立高校が無償化された今こそ、公私格差の是正と父母負担の軽減のために、長久手市独自の授業料助成制度を復活していただけますよう、心よりお願いする次第です。

私学をよくする愛知父母懇談会からの要望書について(補足)

●愛知私学助成をすすめる会ホームページ (H24. 12月) から抜粋した表

「愛知県の授業料助成制度」

	2009年度助成額	2010年度助成額	加算額
甲Ⅰ(年収250万円以下)	38万2,800円	38万2,800円	支援金23万7,600円あるも増額なし
甲Ⅱ(年収350万円以下)	26万4,000円	38万2,800円	支援金17万8,200円のうち11万8,800円増
乙Ⅰ(年収610万円以下)	20万5,200円	22万9,200円	支援金11万8,800円のうち2万4,000円増
乙Ⅱ(年収840万円以下)	14万6,400円	17万 400円	支援金11万8,800円のうち2万4,000円増
その他(年収840万円以上)	0円	11万8,800円	新規。支援金11万8,800円を貼り付け

(注1) 私立高校の授業料平均は、38万7,800円

【市教育委員会 補足記述】

◎公立高校授業料相当額は、11万8,800円

◎所得区分の年収は、標準4人世帯の場合の目安額

◎表の「甲Ⅰ」、「甲Ⅱ」は、私立高校の授業料平均とほぼ同等。

◎表「加算額」欄の「支援金」が、国の補助額

◎表「その他」欄の「新規」とは、制度が新設されたことを示す

◎補助構造：2009年度（平成21年度）は県単独、2010年度（22年度）は県＋国

●愛知県のホームページ（H25. 1月）から抜粋

私立学校における保護者の負担軽減（私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について）

[2012 年 10 月 5 日]

私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について

愛知県内の私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通う生徒の保護者の負担を軽くするため、一定の条件を満たす場合に、授業料の一部を補助しています。

◆対象者の要件◆

- ・生徒と保護者がともに愛知県に在住していること
- ・保護者の所得が下表の所得基準に該当すること

※父及び母ともに所得がある場合は、2 人分の合計金額になります。

生徒及び保護者がともに県内に在住しない場合の軽減額は、国の就学支援金のみとなります。

また、通信制の課程に在学する場合の軽減額は、国の就学支援金のみとなります。

なお、下記の補助額には、国の就学支援金が含まれます。

私立高等学校【平成 24 年度】				
区分	補助額		左のうち 国の就学支 援金	保護者の所得基準（父母の合算収入※）
	1・2 年生	3 年生		
甲 1	32,600 円 （年額 391,200 円）	31,900 円 （年額 382,800 円）	19,800 円 （年額 237,600 円）	生活保護又は市町村民税所得割額が非課税 の世帯 【年収 250 万円未満程度】
甲 2	32,600 円 （年額 391,200 円）	31,900 円 （年額 382,800 円）	14,850 円 （年額 178,200 円）	市町村民税の所得割額が 18,900 円に(1)、 (2)の合計を加えた額未満の世帯 (1)16 歳未満の扶養親族 1 人につき 21,300 円を加算した額

				(2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につき 11,100 円を加算した額 【年収 350 万円未満程度】
乙 1	19,100 円 (年額 229,200 円)	19,100 円 (年額 229,200 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額が 136,500 円に(1)、 (2)の合計を加えた額未満の世帯 (1)16 歳未満の扶養親族 1 人につき 19,800 円を加算した額 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につ き 7,200 円を加算した額 【年収 610 万円未満程度】
乙 2	14,200 円 (年額 170,400 円)	14,200 円 (年額 170,400 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額が 244,500 円に(1)、 (2)の合計を加えた額未満の世帯 (1)16 歳未満の扶養親族 1 人につき 19,800 円を加算した額 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につ き 7,200 円を加算した額 【年収 840 万円未満程度】
その 他	9,900 円 (年額 118,800 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額が 244,500 円に(1)、 (2)の合計を加えた額以上の世帯 (1)16 歳未満の扶養親族 1 人につき 19,800 円を加算した額 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につ き 7,200 円を加算した額 【年収 840 万円以上程度】